

名古屋市と株式会社ファミリーマートとの
連携と協力に関する包括協定

名古屋市（以下、「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という。）は、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力による活動を推進し、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、名古屋市総合計画2018に示す、以下4つの都市像のもとに、双方協議のうえ定めた連携項目（以下、「連携事項」という。）の実現に向け、連携・協力する。

- （1）人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち
 - （2）災害に強く安全に暮らせるまち
 - （3）快適な都市環境と自然が調和するまち
 - （4）魅力と活力にあふれるまち
- 2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。
- 3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

- 第5条 本協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田 貴司